

魚津市告示第137号

統計調査員の報酬及び費用弁償について

魚津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年魚津市条例第3号）に規定する統計調査員のうち、令和2年国勢調査に従事するものに係る報酬及び費用弁償については、次のとおりとする。

令和2年12月16日

魚津市長 村椿 晃

- 1 統計調査の区分 令和2年国勢調査
- 2 統計調査員の区分 調査員
- 3 統計調査員の任期 令和2年8月27日から令和2年10月26日まで
- 4 報酬の額
 - (1) 特別調査区又は社会福祉施設等における調査に従事する調査員
次に掲げる額を合計した額
 - ア 均一割 4,830円
 - イ 調査区数割 1調査区につき33,190円。ただし、1調査区を複数の調査員で担当する場合は、事務量に応じて調査区数割の額を按分する。
 - (2) 前号以外の調査員 次に掲げる額を合計した額
 - ア 均一割 4,830円
 - イ 均等割 1調査区につき16,595円。ただし、1調査区を複数の調査員で担当する場合は、事務量に応じて均等割の額を按分する。
 - ウ 件数割 調査世帯1世帯につき305円
- 5 費用弁償の額 次に掲げる額を合計した額
 - ア 旅費 380円
 - イ 写真代 210円
 - ウ 電話代 1調査区につき200円。ただし、1調査区を複数の調査員で担当する場合は、事務量に応じて調査区数割の額を按分する。

6 報酬及び費用弁償の支給日 令和2年12月21日